

# 高齢者・ひとり親などに対する 住まい確保の支援について

品川区居住支援協議会を設立しました（令和2年2月）

## ■ 居住支援協議会とは

住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑入居できるようにする方策等について協議するために、住宅セーフティネット法に基づき、組織された協議会です。

三者が役割分担し、貸主と借主をつなげるための支援策の検討を行います。

居住  
支援団体  
(社協など)

品川区  
(住宅・福祉  
部局など)

不動産  
関係団体  
(宅建・全日)

住まい探し・居住支援等  
のサポート

住宅確保要配慮者  
(入居者)



賃貸住宅オーナー  
(大家等)



賃貸借契約

円滑な入居

# 高齢者・ひとり親などが民間賃貸住宅に入居

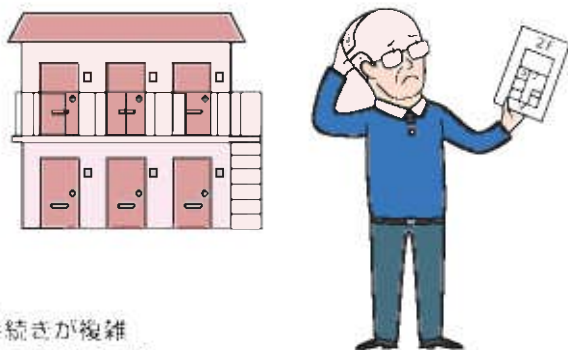
## お困り事

### ● 支援・サポート

こんな支援・サポートがあれば安心

入居前

#### 転居先が見つからない



他にも…

- 契約手続きが複雑
- 保証人の確保が困難

- わかりやすく一元的な情報提供
- 契約手続きのサポート
- 相談窓口の設置
- 公的賃貸住宅
- 保証料の助成 等々

入居中

#### 近隣トラブル



#### 不注意等による事故



他にも…

- 生活費等の不足による家賃滞納
- めまいやふらつき等の突然の体調不良

- 生活保護の代理納付
- 生活相談
- 見守り、生活サービス等
- 改修費助成 等々

退去時

#### 孤独死等



他にも…

- 家財・残置物の整理や葬式等
- 現状回復の費用

- 緊急連絡先の引き受け
- 家財・残置物の整理 等々

# する際のお困り事に対応する支援策



## 本区で実施されている支援・サポートメニュー

- 1 品川区高齢者住宅生活支援サービス事業（あんしん居住サポート）
- 2 ひとり親家庭住宅入居支援事業
- 3 高齢者救急代理通報システム
- 4 高齢者住宅あつ旋事業
- 5 住居確保給付金
- 6 ひとり親家庭相談
- 7 障害者住宅あつ旋事業
- 8 ひとり親転宅資金貸付（転出先による貸付）
- 9 住宅改修給付事業
- 10 高齢者日常生活用具等給付事業
- 11 住宅設備改善費の給付
- 12 障害者救急代理通報システム

# ■ 品川区における居住支援に関する主な支援メニュー

## 高齢者の入居サポート・生活支援等

### 1 品川区高齢者住宅生活支援サービス事業(あんしん居住サポート)

#### 事業概要

- 品川区にお住まいの65歳以上の方(④住宅あっ旋事業申請者)を対象とした、民間賃貸住宅への住み替え支援および生活支援事業

#### 対象

- 65歳以上の一人暮らしまたは65歳以上のみの世帯の方で、「④住宅あっ旋事業」の申請者



#### サポートサービス内容

- 基本サービス(有料)
  - ①高齢者救急代理通報システム(300円または1,000円)
  - ②定期連絡(2,400円/2年)
  - ③生活相談
  - ④緊急対応
  - ⑤家財撤去・残置物処分(150,000円~)
- オプションサービス(有料)
  - ・生活支援サービス
  - ・お別れサポート
  - ①火葬等支援(200,000円)
  - ②納骨・埋葬支援(30,000円+菩提寺等への支払実費または100,000円)

#### 問合せ先

- 事業の問合せ  
高齢者地域支援課 高齢者住宅担当  
TEL:03-5742-6735 FAX:03-5742-6882
- サービスの問合せ  
品川区社会福祉協議会 あんしん居住サポート  
TEL:03-6429-7337 FAX:03-6429-7600

## ひとり親世帯への保証料のサポート

### 2 ひとり親家庭住宅入居支援事業

#### 事業概要

- 品川区にお住まいのひとり親家庭の方を対象とした、保証料の支援事業

#### 対象

- 品川区内に引き続き6か月以上居住しているひとり親家庭の児童扶養手当を受給している母もしくは父であって、賃貸借契約上、連帯保証人を立てることができないこと。
- 生活保護、中国残留邦人等の支援給付を受けていないこと。
- 転居先が引き続き品川区内であること。



#### サポートサービス内容

- 初回保証料の助成  
民間賃貸住宅と賃貸借契約を締結する際の保証会社に支払う初回保証料の助成。(上限10万円)
- 事前相談  
生活状況の聞き取りなどとおして、民間賃貸住宅を借りてからの生活が自立可能かどうかを確認。必要に応じ就労相談や生活の相談を受け、自立生活に向けた支援につなげる。

#### 問合せ先

- 子育て応援課 ひとり親相談係  
TEL:03-5742-6589 FAX:03-5742-6387

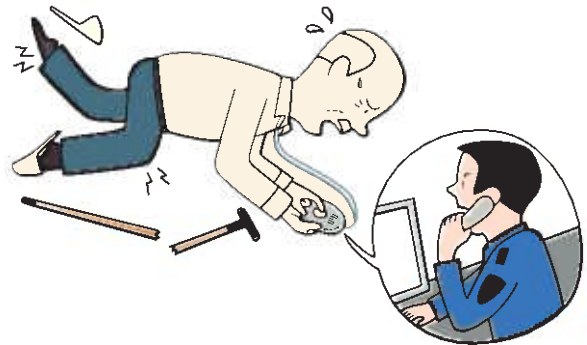
### 3 高齢者救急代理通報システム

#### 事業概要

- 区内在住65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等を対象に高齢者救急代理通報システムを配備し、見守りと緊急対応を図る。

#### 問合せ先

- 福祉計画課 地域包括ケア推進係  
TEL:03-5742-6914 FAX:03-5742-6797



### 4 高齢者住宅あつ旋事業

#### 事業概要

- 立退きや居住環境劣悪等の理由で転居の必要がある65歳以上の高齢者(生活保護受給者を除く)に、民間住宅をあっ旋し、条件に応じて引越後仲介手数料等を一部助成する。

#### 問合せ先

- 高齢者地域支援課 高齢者住宅担当  
TEL:03-5742-6735 FAX:03-5742-6882



### 5 住居確保給付金(生活困窮者自立支援事業)

#### 事業概要

- 離職等による住宅喪失または喪失の恐れがある生活困窮者に、一定の要件のもと家賃相当(上限額あり)の「住居確保給付金」を支給する。

#### 問合せ先

- 品川区暮らし・しごと応援センター  
TEL:03-5742-9117



### 6 ひとり親家庭相談

#### 事業概要

- ひとり親家庭の自立支援のための生活相談として、母子生活支援施設への入所相談や生活や自立に必要な資金の貸し付けを行う。

#### 問合せ先

- 子育て応援課 ひとり親相談係  
TEL:03-5742-6589 FAX:03-5742-6387



## ■ 品川区における居住支援に関する主な支援メニュー（つづき）

### 7 障害者住宅あっ旋事業

#### 事業概要

- 立退きや居住環境劣悪等の理由で転居の必要がある障害者のいる世帯に、民間住宅をあっ旋し、引越時にかかる仲介手数料等を一部助成する。

#### 問合せ先

- 障害者福祉課 障害者福祉係  
TEL:03-5742-6707 FAX:03-3775-2000

### 9 住宅改修給付事業

#### 事業概要

- 在宅の高齢者等が、住みなれた自宅で生活が続けられるように、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をする際に、改修費を助成する。
- 要支援・要介護認定者は介護保険事業より、認定非該当の場合は区の一般事業より支給する。
- 賃貸住宅の場合、貸主の承諾書が必要。
- なお、適切な住宅改修ができるよう、相談・助言を行う「住宅改修アドバイザー派遣」制度も利用可能。

#### 問合せ先

- 高齢者福祉課 介護給付係  
TEL:03-5742-6927 FAX:03-5742-6881

### 8 ひとり親転宅資金貸付（転出先による貸付）

#### 事業概要

- ひとり親の転居先が都内の場合に、転宅に必要な敷金・前家賃・運送代等に充てるための資金を貸付ける。

#### 問合せ先

- 子育て応援課 ひとり親相談係  
TEL:03-5742-6589 FAX:03-5742-6387

### 10 高齢者日常生活用具等給付事業

#### 事業概要

- 認知症高齢者や単身または高齢者のみの世帯において、火災等を予防するため、安全な調理器具を給付する。

#### 問合せ先

- 高齢者福祉課 支援調整係  
TEL:03-5742-6728 FAX:03-5742-6881

イラスト

## 11 住宅設備改善費の給付

### 事業概要

- 身体に障害のある人が、住みなれた自宅で生活が続けられるように、住宅改修費を助成する

### 問合せ先

- 障害者福祉課 障害認定事務係  
TEL:03-5742-6710 FAX:03-3775-2000

## 12 障害者救急代理通報システム

### 事業概要

- 一人暮らしの障害者、または障害者と高齢者のみで構成される世帯に対し、障害者救急代理通報システムを配備し、見守りと緊急対応を図る。

### 問合せ先

- 障害者福祉課 障害者福祉係  
TEL:03-5742-6707 FAX:03-3775-2000

イラスト

## ■ 品川区における居住支援に関する主な支援メニュー（つづき）

### 新規事業案等

#### 高齢者

##### ● 支え愛・ほっとステーション事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯、日中・夜間に高齢者のみになる世帯等

- 日常生活の中でちょっとした困り事などの不安を解消し、住み慣れたまちで暮らし続けられるようにするため、生活上の相談や見守り、簡易なお手伝いなどを行う拠点を地域センター内に開設。

#### ひとり親

##### ● 母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者等で就労意欲のある母子家庭の母または父子家庭の父

- 専門の就労相談員が個々の状況・ニーズに応じた就労プログラムを策定、就労までの相談や求職活動の助言およびハローワークへの同行等を行い、自立・就労を支援。

### 今後の予定（セミナーの開催）

#### 目的

住宅セーフティネット制度の概要や先進的な事例を学べるセミナーを不動産関係者団体および賃貸住宅オーナー向けに実施し、住宅確保要配慮者の理解度向上のために、啓発活動を実施します。

#### 実施回数

令和3年度  
2回程度

令和3年00月発行

編集・発行：品川区都市環境部 住宅課 空き家対策担当

〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36 TEL：03-5742-6777